

一般財団法人観光まちづくり佐伯評議員及び理事、監事の選任  
並びに解任に関する基準

(目的)

第1条 定款第15条第1項第1号及び第2号に基づく一般財団法人観光まちづくり佐伯(以下「法人」という。)の評議員及び理事、監事(以下「評議員等」という。)の選任並びに解任に関する基準を次のとおり定める。

(兼職の禁止)

第2条 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

2 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(欠格事項)

第3条 以下の事項に該当するものは、評議員等に選任することができない。

- (1) 法人
- (2) 未成年者(ただし、評議員と監事に限る)
- (3) 既に評議員等に選任されている者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
- (4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人(外国の法令で同様に扱われている者を含む)
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は関連する法律に違反して刑に処せられ、執行等を終え、5年を経過しない者
- (6) 禁固以上の刑に処せられ、その刑を終わり、又は執行等を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 暴力団員等の反社会勢力の者又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

(選任基準)

第4条 評議員等の選任基準は、以下のとおりとする。

- (1) 人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
- (2) 順法精神に富んでいること。
- (3) 評議員においては、事業運営、会社経営、法律、会計、行政のいずれかの分野において豊富な経験を有すること。重任時又は再任時においては、さらに任期中の経営実績や法人への貢献が認められること。
- (4) 理事においては、事業運営、会社経営、まちづくり、社会貢献活動、学術、芸術文化、スポーツ、行政のいずれかの分野において豊富な経験や顕著な実績を有すること。重任時又は再任時においては、さらに任期中の経営実績や法人への貢献が認められること。
- (5) 監事においては、事業運営、会社経営、法律、会計、労務、行政のいずれかの分野において豊富な経験を有すること。

(6) 当該者が選任されることで、評議員等それぞれの知識、経験、専門能力等の調和が  
図られるとともに性別や世代、所属等の多様性が確保されること。

(7) 理事のうち、複数人を会員の中から選任するよう努めること。

(解任基準)

第5条 評議員等の解任基準は、以下のとおりとする。

- (1) 職務上の義務に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) 職務過怠により、法人の経営に損害を与えたとき。
- (5) 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められたとき。
- (6) 第3条の欠格事項に該当したとき（ただし、2号及び3号は除く。）。

(その他)

第6条 評議員等が死亡若しくは退任し又は評議員会が解任を決議した場合は、原則として後任を選任するものとする。

2 前項の場合の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(改正)

第7条 この基準の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、法人設立の日から施行する。